



建 企 第 1 7 2 5 号
平成 2 7 年 7 月 3 1 日

大阪府内 各所管行政庁担当課長 様

大阪府 住宅まちづくり部
建築指導室 建築企画課長

大阪府福祉のまちづくり条例第 2 9 条の取り扱いについて（通知）

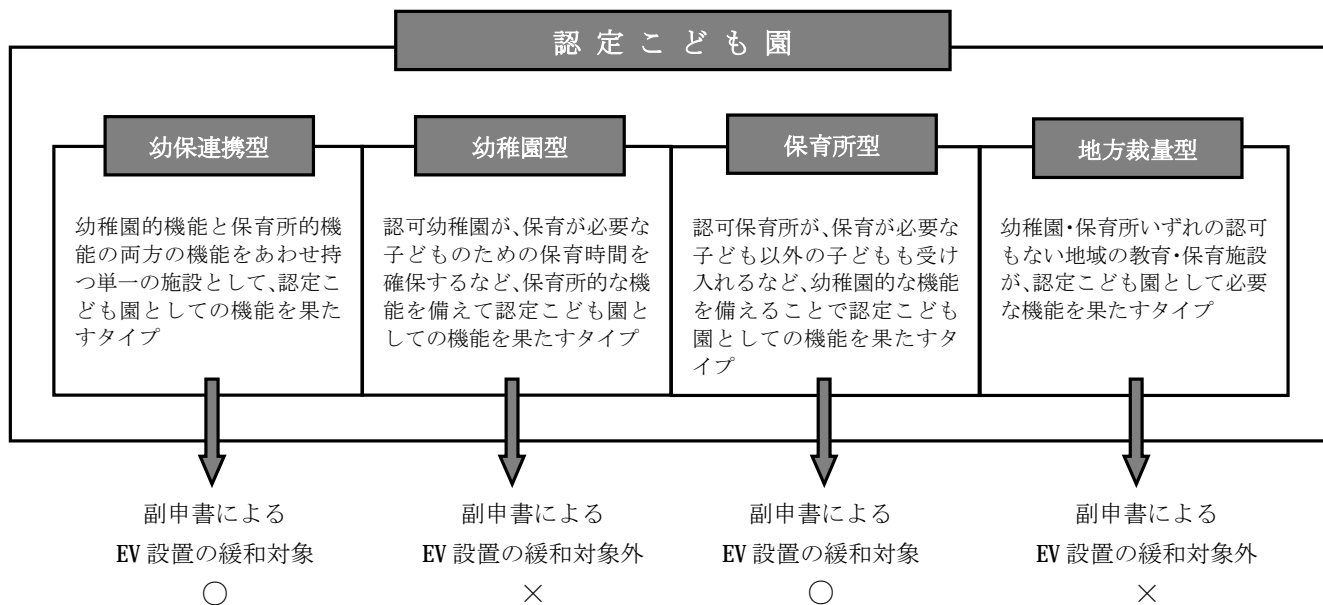
日頃から、福祉のまちづくりの推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 2 年に「大阪府福祉のまちづくり条例第 2 9 条の取り扱いについて（通知）」（平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日付建企第 1 9 4 9 号、別添資料参照）を通知したところですが、平成 2 7 年 4 月 1 日より 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行された ことを受け、新たに幼保連携型認定こども園について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

「大阪府福祉のまちづくり条例第 2 9 条の取り扱いについて（通知）」（平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日付け建企第 1 9 4 9 号において、「保育所（児童福祉法〔昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号〕第 3 9 条第 1 項に規定する保育所を言う。以下同じ。）」とあるのは、「保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法〔昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号〕第 3 9 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〔平成 1 8 年法律第 7 7 号〕第 2 条第 7 項に規定する幼保連携施設をいう。以下、「保育所等」という。）」と読み替えるものとする。

認定こども園タイプ別取り扱い



〔 ※各認定こども園の説明については、
内閣府子ども・子育て本部 HP より引用 〕

【問い合わせ先】

住宅まちづくり部 建築指導室
建築企画課 福祉のまちづくり推進グループ
電話 06-6210-9717



建企第1949号
平成22年11月26日

大阪府内 各所管行政庁担当課長 様

大阪府 住宅まちづくり部
建築指導室 建築企画課長

大阪府福祉のまちづくり条例第29条の取り扱いについて（通知）

標記について、大阪府が所管行政庁となる市町村に計画される案件においては、下記のとおり取り扱うこととしますので、各市におかれても、趣旨をご勘案いただき、今後取り扱ってくださいますようお願いいたします。

記

バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、保育所（児童福祉法〔昭和22年法律第164号〕第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）については、障がい児や高齢又は障がいを有する保護者等の利用が想定されることから、大阪府としては平成5年の条例施行当初からバリアフリー化すべき用途と位置づけ、また、平成21年10月の改正条例の施行に伴い、床面積の合計が500㎡以上の場合に、エレベーターの設置を規定したところです。

一方、昨今保育所の入所待機児童解消が本府の重要施策と位置づけられる中、保育所の整備にあたっては迅速な対応が求められているところであり、床面積の合計が500㎡以上の場合のエレベーター設置について、その利用実態及び園児の安全管理の面から負担が大きいとの声が寄せられています。

今後、この件については昨年の条例改正に伴う効果や影響について検討する対象としたいと考えておりますが、当面の間、保育所については、施設側の申立てを受けて、保育担当部局が判断できるものに限り、エレベーター設置を緩和することとします。

なお、従前行ってきた「かごの大きさの緩和」については、従前の取扱いによるものとします。

（基本的な考え方）

保育所の利用者である年少児童は身体的に未成熟であり、施設の利用において、保育士等スタッフによる移動がエレベーターによる園児の自力移動より安全な面がある。このため、他の条例対象用途と比較して、より可能であると認められるため、以下の要件が確認できる場合には、条例第29条第1項に該当するものとしてエレベーター設置を緩和することができる。

①人員配置が担保され、上下階移動が十分に可能であると認められる場合

②保護者や地域住民が利用する際にも、1階等で対応できる場合

その確認に際しては、市町村の保育担当部局が以下の観点から判断し、その副申を所管行政庁に提出することとする。

①車いす等対応を要する児童が入所する場合は、1階にその児童の保育室等を確保することとする。やむを得ず2階以上の保育室等となる場合は、保育士等の人員配置による移動手段を確保できること。

②日常的に児童を送迎する保護者等が、移動困難な状態である場合には、保育士等の職員で対応可能であること。

③園庭開放等の地域住民を受け入れる行事開催については、1階部分にて実施できること。

【問い合わせ先】

住宅まちづくり部 建築指導室
建築企画課 福祉タウン推進グループ
電話 06-6944-9332



建企第2409号

平成22年3月31日

福祉部 子ども室 子育て支援課長 様

住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課長

大阪府福祉のまちづくり条例第29条の取り扱いについて（通知）

標記について、大阪府が所管行政庁となる市町村に計画される案件においては、下記のとおり取り扱うこととしますので、周知方よろしくお願いいたします。

記

児童福祉法に基づく保育所へのエレベーター設置にあたっては、かごの寸法について条例第29条に規定する緩和の認定の対象とするものとして取り扱います。

なお、府内所管行政庁における取り扱いについては、各行政庁の判断となりますので、併せてその旨申し添えます。

（参考）

【大阪府が所管行政庁となる市町村】

能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四条畷市、大東市、松原市、柏原市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

【大阪府以外の所管行政庁】

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、八尾市、羽曳野市、東大阪市、堺市、岸和田市、和泉市

福祉タウン推進グループ

内線 4330